

性暴力被害者のサポートの最近の動向

辻 龍雄
つじ歯科クリニック

Recent Trend of Support for Victim of Sexual Violence

Tatsuo Tsuji
Tsuji Dental Clinic

キーワード：被害者支援、民間シェルター、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力

Key words：victim support, private shelter, domestic violence（DV）, sexual violence

はじめに

筆者が性暴力被害者に遭遇した平成7年当時の強姦の時効はわずか6ヶ月で、これに象徴されるように、性被害に遭った女性を守る法律は脆弱で、世間の目も冷たいものであった。しかし、この20年間で、性暴力被害者を取り巻く社会状況は明らかに好転している。性暴力被害者への公的な支援体制や法整備は、警察庁、法務省、内閣府、地方自治体によって着々と進められている。本稿では、性暴力被害者のサポートの最近の動向について解説したい。

なお、この領域の参考書籍としては、角田由紀子弁護士著「性と法律 変わったこと、変えたいこと」（岩波新書 2013年12月刊）¹⁾を推奨する。

I. 相談機関・団体

1) 被害者支援センターの概要

平成12年頃から、警察庁は全国に被害者支援のための民間団体「被害者支援センター」を設立していった。犯罪直後で、しかも事件性が高い場合には、各都道府県に設立されている被害者支援センターへ相談されることを勧める。ここは警察の外郭団体であり、警察本部と密接に連携して被害者支援活動を展開している。現在全国に48団体あり、全国被害者支援ネットワーク²⁾を構成している。警察本部には犯罪被害者対策室（現在は犯罪被害者支援室）が設置され連携して犯罪被害者支援活動を進めている。

警察が、民間団体を必要とした理由は、被害者から相談を受けた場合、警察は捜査を開始し、犯罪であると認定できれば逮捕へと動いていく。しかし、犯罪性がなければ、もしくは、事件化を相談者が望まなければ、警察が対応していくことはできない。すでに時効となっている場合もある。事件化されたとしても、検察庁へ送り裁判が終わってしまうと、その被害者の支援を続けていく

ことはできないなどの理由からである。

設立の経緯

昭和49年8月の三菱重工ビル爆破事件で犯罪被害給付制度の必要性が論議された。昭和55年5月に犯罪被害者等給付金支給法成立。平成7年3月には地下鉄サリン事件発生し、被害者が受ける精神的苦痛の深刻さが広く認識されるようになった。

警察庁は平成8（1996）年2月の「被害者対策要綱」³⁾によって犯罪被害者対策の取り組みを強化し、同年の5月に警察庁内に犯罪被害者対策室を設置した。この要綱の中で、被害者の精神的被害の回復への支援を掲げ、被害者の支援を目的とする民間ボランティア団体等との連携、協力関係の確保と、重点的な施策の推進として、女性の性犯罪被害者並びに殺人及び傷害致死に係る遺族の抱える問題への対応に重点を置くとした。

平成13（2001）年4月に「犯罪被害者等給付金の支給に関する法律」の施行（警察による被害者援助措置、及び都道府県公安委員会による民間支援団体の指定）と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の2つの法律が時を同じくして施行された。「犯罪被害者支援」と「DV被害者支援」に関連した二つの法律が施行されたことで、「被害者支援」という活動が社会的に知られるようになっていった。

相談者の約40%は、DV・性暴力被害者

全国被害者支援ネットワークのホームページの統計データ²⁾をみると、平成25（2013）年1月から12月までの16,732件の犯罪被害相談のうち、(1) 身体犯：殺人（傷害致死）、強盗（致死傷）、暴行・傷害、その他の身体犯が5,566件（33.2%）、(2) 性犯罪（強姦・強制わいせつ、その他の性被害）が5,542件（33.1%）、(3) 交通事故（交通死亡事故、交通事故）が2,459件（14.7%）、(4) 財産的被害967件（5.8%）、(5) DV、ストーカー、虐待が2,065

件(12.3%)という内訳となっている。(2)の性犯罪と(5)のDV・ストーカーを合計すると7,426件となり、全体の44.4%を占めることになる。

各地の支援センターでもほぼ同率であり、データを公表している被害者サポートセンターおこやまでは、平成26(2014)年度の性的被害・DV・ストーカーの相談は105件あり、全体の39.9%(105/263件)を占めている⁴⁾。支援センターに相談してくるDV・性暴力被害者は相談件数の40%前後いることが明らかになった。

2) DV民間シェルターの概要

被害者支援センターが固いイメージであるのに対して民間シェルターはアットホーム的な雰囲気の中で活動している。DV被害者の電話相談を中心として、必要となれば、DV被害者とその子どもたちを緊急一時保護する。自立して経済的に安定するまでの期間、生活できるステップハウスをもっている団体もある。保護対象はDVに限らず、DV防止法保護対象外被害者であるストーカー被害者や、子どもや親からの暴力の被害者などにも対応している。保護命令を取得するために警察、弁護士事務所、裁判所などへの同行、精神的な被害を受けた状況では作成が難しい行政への申請書類作成、就業支援、住居の世話、子どもの転校手続きなどを手伝う活動も行っている。被害者支援センターとは異なり、生活支援が中心的な活動となっている⁵⁾。

設立の経緯

民間シェルターは、女性への暴力に反対する女性活動家の人たちを中心として設立されていった。直接的な契機は、平成7(1995)年の第4回世界女性会議と、それに並行して開催されたNGOフォーラム北京'95である。平成6(1994)年当時、全国に、わずか7団体であった民間シェルターは、平成19(2007)年には105団体に急速に増加した⁵⁾。現在、日本全国には約100団体の民間シェルターが存在しており、そのうちの68団体が特定非営利活動法人全国シェルターネット⁶⁾に参加している。

全国シェルターネットは、毎年、全国各地で全国シェルターシンポジウムを開催しており、第17回は平成26(2014)年11月に山口県宇部市で開催された。例年、超党派の国会議員数名が参加して議員フォーラムを開催し、内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省(ハーフ条約担当官)の官僚も参加している。DV防止法の改正に影響を与え、現在は性暴力禁止法の制定を目指すなど、女性への暴力を根絶するための政策提言を行っている。

3) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

ワンストップ支援センターは、性犯罪や性暴力被害者に対してカウンセリング・サポート・サービス、医療サー

ビス、警察・弁護士等への司法手続き仲介サービスを、一か所で提供する施設である。医療サービスの中心となるのは産婦人科であり、被害直後であればDNA採取などの証拠収集も行う。このセンターは、被害者の心身の負担を軽減することと、警察への届出の促進を行うことを目的としている^{5),7),8)}。

内閣府は、平成24年度版の犯罪被害者白書⁷⁾において「性犯罪被害者のための総合的支援としてのワンストップ支援センター」を全国各地に設置することを提唱し、具体的な手引書「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引き」を作成した⁸⁾。

産婦人科医が複数いる拠点病院をもつ「病院拠点型」と「相談センター拠点型」、「相談センターを中心とした連携型」の3つのタイプを提唱している。ワンストップ支援センターを設立していこうという動きは、被害者支援センター系列の団体、民間シェルター系列の団体のいずれにもある。

平成24年には、「病院拠点型」は大阪の性暴力救援センター・大阪(SACHICO: Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka)、愛知県のハートフルステーション・あいち、比較的設立しやすい「相談センターを中心とした連携型」は被害者サポートセンターおこやま(VSCO)⁴⁾の3か所であったが、3年後の平成27年6月現在では、北海道、宮城、福島、東京2か所、福井、和歌山、神戸、滋賀、島根、福岡、佐賀、熊本、沖縄、三重、群馬などの合計18か所にワンストップ支援センターが開設されている⁹⁾。現在設立を計画している県もあり、今後、さらに増加していくと思われる。

II. 司法制度の動向

強姦罪は親告罪であるために、被害者に起訴するか否かの判断が委ねられている。強姦罪を親告罪にした理由は、起訴によって事実が公になると被害者の名誉が害され、精神的苦痛等の不利益が増すからと解されている。しかし、集団強姦罪や強姦致傷となると、凶悪性が著しく強度であるために、訴追を被害者の利益によって左右するのは適当ではないとされ親告罪から除外される。この親告罪の問題に動きがみられている。

1) 法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」

法務省は、法務大臣の指示により、平成26年10月から平成27年度末まで、性犯罪に関する罰則の在り方を検討する審議会¹⁰⁾を開催している。

論点は、(1)性犯罪を非親告罪とすることについて。(2)性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について。(3)配偶者間における強姦罪の成立について。(4)強姦罪の主体等の拡大。(5)性行類似行為に関する構成要件の創設。(6)強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和。(7)地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創

設。(8) いわゆる性交同意年齢の引き上げ。(9) 性犯罪の法定刑の見直し。(10) 刑法における性犯罪に関する条文の位置についての10項目である。

議事録を読むと、非親告罪とすることについては「多数の御意見は非親告罪とすべきだという御意見であったように思います」(第8回議事録12頁、座長発言)¹¹⁾と記載されており、性犯罪が非親告罪に変更される可能性が高くなっている。平成27年7月11日の新聞報道¹²⁾をみると、有識者会議の結果、親告罪撤廃について賛成多数として刑法改正が必要だとする報告書案が公表され、法相はこの報告書を受けて、早ければ今秋の法制審議会に親告罪撤廃などを諮問する見通しと報道されている。

2) DV被害者を法テラスの対象とする改正案

日本司法支援センター(法テラス)は、平成18(2006)年に設立された法務省所管の公的法律サービスを行う機関で、資力の乏しい人に対する無料法律相談や弁護士費用の立て替えを行っている。しかし、民事訴訟に限定されていたため、刑事事件につながるDV・ストーカールの被害者は、これまで法テラスの法律相談の対象外であったが、平成27年度通常国会に提出された改正案ではDV・ストーカールの被害者を法テラスの法律相談の対象に加えるとし、会期中の成立を目指していると新聞報道されている¹³⁾。

Ⅲ. 社会変化に対応する警察活動

DV防止法が施行された平成13(2001)年に警察はDV・ストーカール対策班を設置し、それまでの民事不介入の方針を変えDV事件に取り組みはじめた。ネットを使った犯罪に対しては、サイバー犯罪対策班を設置するなど警察は社会変化に常に迅速に対応している。最近では、性犯罪が成人女性のみならず、子供に向けられるようになったことから、子供・女性安全対策班、犯罪抑止対策室を設置した。

1) 子供・女性安全対策班の活動

平成21(2009)年4月、子どもと女性に対する性犯罪被害などの防止の目的で、全国の警察本部に「子ども・女性安全対策班」(平成26年4月から子供・女性安全対策班に名称変更)が設置された。性犯罪の前兆となる「声かけ」、「つきまとい」などの事案について、先制・予防的な活動を開始した¹⁴⁾。山口県(人口150万人)では、平成26(2014)年1月～9月末の刑法犯認知件数は6,623件であり、その中で性犯罪の前兆事案である「声かけ」や「つきまとい」事案は、子供対象事案347件、女性対象事案97件であった。こうした事案の対応について、山口県警察は行政機関や関係団体、ボランティアなど、地域総ぐるみで犯罪被害防止対策に取り組んでいる¹⁵⁾。

2) 女性警察官の増員

平成23(2011)年2月、警察庁は、女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画の策定を各都道府県警に求めた。その理由の一つに、女性が被害者となる性犯罪や配偶者による暴力などの捜査や被害者支援をあげ、滋賀県警は女性警察官を1割まで増員する方針を示した¹⁶⁾。また、警察官の採用時の身体基準を撤廃した県警は全国に6県警あり、基準撤廃の理由の一つに、ストーカーや性犯罪の被害者支援充実のための要員の確保をあげている¹⁷⁾。

3) 110番緊急通報登録システムの改良

被害者の保護のための警察システムにも改良が行われている。被害者の自宅住所や電話番号を110番通信指令室に登録し、警察官が直ちに駆けつけることができるシステムは、これまでもあった。また、被害者の自宅をパトカーの巡回コースに登録することも行われてきた。携帯電話の普及に伴い、平成19(2007)年4月からは、携帯電話から110番通報した際に、携帯電話の位置情報が110番通信指令室にわかるようになっており、被害者のいる場所に駆けつけることができるようにシステムが改良された¹⁸⁾。

4) 警察学校での被害者支援教育

警察学校は、被害者支援センターが主催する被害者遺族の講演会などに学生を積極的に聴講させている。また、犯罪被害者対策専科教養の科目を設け、その中で、被害者遺族による講演や、被害者支援の活動をしている人の講演を学生に聴講させ、被害者の心情を理解させる教育を行っている。

Ⅳ. 産婦人科医療の現場

かつて、性暴力被害者の医療は、トラウマ、PTSDが治療対象となり、精神科医を中心とするものであったが、近年では被害直後の対応が求められ、産婦人科医の重要性が増している。産婦人科医を受診してくる強姦被害者は、警察からの紹介による場合と、警察を介せず直接受診する場合があります。警察に通報していないケースの方が多という。警察への通報をためらう理由に、ほとんどの被害者が、「早く忘れたい」、「レイプの詳しい説明を何度もするのは嫌だ」、仮に訴えたとしても、犯人が捕まったところで、証拠不十分と釈放され、逆に彼らからネットなどで罵詈雑言を並べ立てられ、さらなる心の傷を背負うこと、いまだに、性被害は「される方にも問題がある」という意識が潜在しているように思えると産婦人科医は報告している¹⁹⁾。

産婦人科医が説得して警察に通報したとしても起訴されないことがあるという。逮捕されて起訴されない場合が、どのくらいあるかについて、非親告罪の集団強姦罪と集団強姦致傷のデータがある。集団強姦罪は、平成

25年は送致件数118件、そのうち不起訴74件で不起訴率62.7%、不起訴理由は嫌疑不十分65件、起訴猶予7件、一方、集団強姦致傷は送致件数22件、そのうち不起訴10件で不起訴率45.5%、不起訴理由は嫌疑不十分5件、起訴猶予5件で、いずれも不起訴率は高い²⁰⁾。この結果をみると、性犯罪の不起訴率は高く、逮捕されたとしても被害者は安心できない状況があるようだ。

望まれない妊娠と出産を予防する性教育の必要性

若年結婚や、「でき婚」はDV被害や家庭崩壊を誘起する。角田¹⁾は、若年結婚について、相手のことをよく知らずに結婚し、関係をきちんとつくりあげていないのだから、赤ん坊の存在は二人の関係のかすがいになるのではなく“障害物”になり、暴力がふるわれたりする。そこで事態は婚姻関係の実態が築きあげられる前に破綻へと向かう。さらに、「でき婚」の悲劇を、できた子どもを法律婚の中で生まなければ婚外子となってしまう、婚外子として生まれた子どもと産んだ女性を正当な存在でないかのように扱う差別が日本社会にあることが、「でき婚」の娘の親が結婚をさせる背景にあると指摘している。「でき婚」も若年結婚と同様の構図があり、婚姻生活は破綻しやすい。こうした妊娠に伴う不幸を回避していくために、前述の産婦人科医は「望まれない妊娠と出産を予防する」性教育の必要性を提唱している¹⁹⁾。

V. 被害者に必要な弁護士

被害者支援センター設立当初は、臨床心理士の人たちが中心的指導的な立場で関わっていた。しかし、最近は弁護士の参加が増えて、理事長に弁護士が就任する団体が多い。被害者の心のケアから、現実的な損害賠償訴訟などの実務的な対応が求められるのではないかとと思われる。

性犯罪被害者の付添活動をしている女性弁護士は、精神的被害を受けた直後の過酷な時期に、加害者との対峙が避けられぬ刑事訴訟において、被害者は自らのスタンスや方針を決定する必要に迫られ、捜査機関・報道機関・医療機関・法曹等から受ける二次被害は今もなお発生しており、ここに被害者の法的な自己決定を支援し、被害者の意見を手続きに反映させるべく、法律専門家たる弁護士による付添人活動の必要性があると指摘している²¹⁾。

VI. 情報公開の必要性

境原²²⁾は、強姦事件の判例を検証し「今後、性犯罪被害者の発生を減少させるためには、個人の人権を侵害しない範囲で情報を公開することにより、犯行形態を社会に周知させることが必要である。そうすることで、性犯罪に対する個人の被害回避能力を向上させ、また犯罪をおこしにくい環境整備など地域の対策を推進していくことが可能となる」と述べている。

地方自治体の男女共同参画センターや、DV・性暴力被害者の支援団体、社会的包摂サポートセンターなどには膨大な量の相談事例のデータがある。そうしたデータがやがて公表された時に、一般の人たちが思い浮かべるイメージと異なる事実が明らかになると思う。境原の指摘するように被害回避のためにはDV・性犯罪についての情報公開が求められる。

おわりに

性暴力被害の実態を明らかにすることは難しい。科学的な検証による問題点の把握、対応策の効果判定、再検証といったセーフティプロモーションのシステムにのせるためには、まず、関係機関・団体に蓄積された情報については、被害者への配慮の後に、情報公開されることが強く望まれる。

法律やシステムは急速に改善されている。しかし、不幸にして被害に遭った人たちに対して、どのようにサポートしていけばいいのか。この分野の研究は少なく、今後、取り組んでいくべき重要な課題である。

引用文献

- 1) 角田由紀子. 結婚、離婚と子供. 性と法律 変わったこと、変えたいこと. 東京: 岩波書店, 2013年.
- 2) 全国被害者支援ネットワーク.
at <http://www.nnvs.org/format/index.html>
Accessed June 18, 2015.
- 3) 被害者対策要綱.
At <http://www.npa.go.jp/higaisya/data/yoko.htm>
Accessed June 23, 2015.
- 4) 被害者サポートセンターおかやま.
at <http://vsco.info/jissijyoukyou2014.4.pdf>
Accessed June 18, 2015.
- 5) 辻龍雄、加登田恵子、山根俊恵、他. DV被害者に対する民間シェルターの実際の活動. 学校保健研究. 2014; 55 (6): 507-512.
- 6) 特定非営利活動法人全国女性シェルターネット.
at <https://www.giveone.net/cp/PG/CtrlPage.aspx?ctr=nm&nmk=10014> Accessed June 13, 2015.
- 7) 内閣府. 平成24年版犯罪被害者白書. 東京: 印刷通販株式会社, 2012年; 2-27.
- 8) 内閣府. 犯罪被害者等施策 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き.
at http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/index.html Accessed July 3, 2015.
- 9) 支援機関1～性暴力被害者支援ワンストップセンター～.
at <http://purplelab.web.fc2.com/onestopcenter.html>
Accessed June 29, 2015.
- 10) 法務省ホームページ 性犯罪の罰則に関する検討

- 会.
at http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00090.html
Accessed July, 2015.
- 11) 法務省ホームページ 性犯罪の罰則に関する検討会
第8回議事録12頁.
at <http://www.moj.go.jp/content/001143833.pdf>
Accessed July 4, 2015.
- 12) 性犯罪「親告罪撤廃を」法務省検討会 厳罰化も求める. 読売新聞
at <http://www.yomiuri.co.jp/national/20150710-OYT1T50114.html> Accessed July 11, 2015.
- 13) 法テラス拡充案 DV被害を未然に防止したい. 読売新聞記事
at <http://editorial.x-winz.com/?p=30015>
Accessed July, 2015.
- 14) 子ども女性安全対策班、設置1年で1103人摘発. 日本経済新聞記事
at http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0300U_T00C10A6CC0000/ Accessed July 3, 2015.
- 15) 竹内照勝. 子供と女性を守る警察活動 ～山口県警察～.
at <http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/8jssp/pdf/8thJSSPTakeuchi.pdf> Accessed July 3, 2015.
- 16) 求ム女性警察官 平成33年春までに滋賀県警の1割を女性に 増員へ知恵絞る. 産経west
at <http://www.sankei.com/west/news/150216/wst1502160009-n2.html> Accessed July 3, 2015.
- 17) 警官採用「体格不問」…受験者減少などで6県警. 読売新聞記事
at <http://www.yomiuri.co.jp/national/20150622-OYT1T50014.html> Accessed July, 2015.
- 18) ストーカー被害の対応を紹介. 日本経済新聞記事
at <http://www.nikkei.com/article/DGXNZO51509200Y3A200C1CC1000/> Accessed July, 2015.
- 19) 金子法子. 産婦人科医が取り組む性被害と性教育.
at <http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/8jssp/pdf/8thJSSPKaneko.pdf> July 3, 2015.
- 20) 法務省ホームページ 性犯罪の罰則に関する検討会
第4回議事録15頁.
at <http://www.moj.go.jp/content/001131747.pdf>
Accessed July 4, 2015.
- 21) 鈴木朋絵. 性犯罪被害における弁護士の付添活動の現状と課題.
At <http://plaza.umin.ac.jp/~safeprom/8jssp/pdf/8thJSSPSuzuki.pdf>
Accessed July, 2015.
- 22) 境原三津夫. 性犯罪 – 判例にみる犯行形態と被害回避のための示唆 –. 群馬社会福祉論叢. 2011 ; 3 : 83-102.

